

第7回教育委員会会議録

1. 日 時 令和2年10月6日(火)
開会：午後1時00分
閉会：午後1時50分
2. 場 所 東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合
委員：久保大 委員：下川博大
委員：吉田和博
4. 事務局
教育委員会次長：森田欣也 学校教育課長：坂本啓悟
社会教育課長：山田邦昭 人権・同和教育課長：古賀毅
学校教育課総務担当係長：堤好弘 教育指導主事：椎窓敏広
指導主事：木下善弘 指導主事：堤豊
学校教育課学校再編担当係長：佐々木稔 学校教育課学事担当係長：井手雄香
5. 書 記
学校教育課：永松貴子
6. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 教育長あいさつ及び教育長会報告
 - 3 議事

(1) 議案第55号 筑後市家庭学習環境整備補助金交付要綱の制定について

教育長 議事に入らせていただきます。

議案第55号 筑後市家庭学習環境整備補助金交付要綱の制定について説明をお願いします。学校教育課長。

坂本 資料2をご覧ください。1枚開けていただいて、例規審議ワークシートを見ていただければと思います。

筑後市家庭学習環境整備補助金交付要綱につきましては、8月5日の教育委員会の定例会で、9月議会に計上する補正予算案を説明したときに一度ご説明をして、ご了解を得ていたものですが、また、再度ですね、コロナとかで臨時休校になったときに、家庭と学校を結んでオンライン授業をするための準備の

補助金ということになっています。

オンライン授業をするためには、当然、今年度整備をすることにしています。学校サイドの校内ネットワークの大規模・大容量化、高速化というものが実現して1人1台端末の配付ができた段階で、今度は家庭のほうでインターネットの環境が整っていないとオンライン授業というのはできませんので、家庭側のインターネット利用環境の整備のために市のほうで補助金制度を設けたという形になっています。そのための要綱が今回示させていただいているものということでご理解ください。

中身を見ていただいて、3ページのほうを見ていただきますと、補助対象者ということで、次の各号のいずれにも該当する者ということで書いています。筑後市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者であること。そして、(2)で家庭にインターネットを利用できる環境が整備されていないことということになっていまして、インターネットを利用できる環境がないということが前提ですけれども、例えば、保護者の方がスマートフォンを持たれている場合には、スマートフォンは基本的にはインターネットが見られるということになりますので、この場合は対象にならない。もう全くインターネット環境がないご家庭ということで制度設計をしています。あとは、暴力団のどうのとか、税金の関係とかを記載しています。基本的な補助対象者の要件は今の2点というふうにご理解ください。

そして次のページ、補助対象事業ということで記載をしています。補助対象事業は先ほど申し上げましたように、インターネット環境が全くないご家庭ということで、補助対象経費は、そういうご家庭でインターネットを引く場合ということで、(1)新たにインターネットへの接続を行うために、通信会社と契約する際に必要となる契約料、工事費、モデム、モバイルルーター等の機器購入費又はリース料その他初期費用としています。それと、通信会社と契約した後に発生するインターネット通信料と書いていますが、この対象経費の総額が、1家庭につき上限1万円までと考えています。

前回も申しましたが、インターネットを接続するために最初に必要になる経費は、工事費とか、契約料とか、もろもろありますが、実際の通信会社では、通信料を含んで設定をするという場合が結構あります。通信料の中に込み込みでする場合もありますし、最初にぼんと2万円ぐらいもらって、その後、解約されないように2年間ぐらいかけて同額を通信料から割り引いていくというやり方等、もろもろありますので、厳密に工事費と分けられない契約形態がありますので、1万円までの上限で通信費も込みにして、契約会社から請求される初期費用の1万円までを対象経費にするという形にしています。

所得制限は、もちろん、前回もご説明していただきましたように、ないということ

で、今、インターネット環境がないご家庭に対してこの補助金制度を活用してもらって、今年度そういう環境を整えていけるように、学校を通じてご家庭のほうには働きかけをしていきたいと考えています。

そして、補助金につきましては今年度限りということで、一回整理をしたいと考えておりまして、5ページの一番下に（失効）と書いております。「この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付することを同日までに決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。」と。3月31日までに補助限定したものはもちろん、その後も有効ですけれども、基本的には1年限りにしたいと考えています。

次年度以降については、また予算をこれから検討いたしますので、その中で毎月の通信料をどうするかとか、幾つか課題がございますので、そこはまた、いずれにして、どうするかは決めていきたいと考えています。

この内容で決めさせていただきたいと思っております、あとは決まれば、学校を通じて保護者のほうにお知らせして、3月31日までにぜひ多くの方がインターネット環境を整えていただくように、取組を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。

教育長 少し複雑なんですけど、要は、家庭にネットワークを整えて、キャッチできるような環境を整えたいということで整備するということでございます。いろんなやり方があるので、複雑になってはいますが、何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第55号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございました。

(2) 議案第56号 筑後市水田コミュニティセンター設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

教育長 続きまして、議案第56号 筑後市水田コミュニティセンター設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について説明をお願いします。社会教育課長。

山 田 それでは、資料3をお願いいたします。

議案第56号です。1枚めくっていただきまして、例規審議ワークシートで説明をさせていただきたいと思います。

制定・改正に至る動機のところですが、今回、水田コミュニティセンターについては、指定管理期間が終了しますので、再度、令和3年度以降の指定管理

の候補者を選定するところで今進めております。

それに伴いまして募集要項を作成していましたが、今回、来年度から北部交流センター「チクロス」も指定管理者制度に移行するんですが、若干、様式等での違いがありまして、特に、現在の社会情勢を踏まえて、感染症対策についての応募者からの期待する事項が水田コミュニティセンターの様式集に入っていませんでしたので、それをつけ加えることが今回改正する主な目的です。それに伴いまして、若干、北部交流センターとの様式の違いについて整理をさせていただきましたというところです。

以上です。

教育長 説明が終わりましたが、何かご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第56号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成、可決いたしました。ありがとうございます。

4 報告事項

(1) 【筑後市教育長に対する事務委任規則第3条に基づく臨時代理の報告】

①非常勤職員の任用について

②筑後市教育委員会事務局職員の分限(休職)処分について

(2) 筑後市再編新設小学校等建設設計業務について

(3) 令和2年度児童・生徒質問紙(筑後市)調査結果

5 その他

(1) 今後の教育委員会

6 閉会のことば